

平成27年第1回砂川市議会定例会
第2予算審査特別委員会

平成27年3月13日（金曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について

議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について

議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第30号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について

議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について

議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について

議案第34号 市道路線の変更及び認定について

議案第 7号 平成27年度砂川市一般会計予算
 議案第 8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算
 議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算
 散会宣告

○出席委員（12名）

委員長	小 黒	弘 君	副委員長	辻	勲 君
委員	一ノ瀬	弘 昭 君	委員	飯 澤	明 彦 君
	増 山	裕 司 君		増 井	浩 一 君
	水 島	美喜子 君		多比良	和 伸 君
	土 田	政 己 君		尾 崎	静 夫 君
	北 谷	文 夫 君		沢 田	広 志 君
				（議 長 東 英 男）	

○欠席委員（0名）

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長	角 丸 誠 一
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
総 務 課 長	安 田 貢 治
市 長 公 室 課 長	福 士 勇 弘
政 策 調 整 課 長	熊 崎 一 修
政 策 調 整 課 副 審 議 監	為 国 興 生
税 務 課 長	峯 田 哲 生
会 計 課 長	福 井 哲 生
市 民 部 長	高 橋 豊 人
市 民 生 活 課 長	東 正 人

社会福祉課長 兼子ども通園センター所長	近藤恭史
介護福祉課長 兼ふれあいセンター所長	中村一久
経済部長	佐藤進
経済部審議監	田伏清巳
商工労働観光課長	河原希之
農政課長	小林哲也
建設部長	古木信繁
建設部技監	山梨政己
土木課長	荒木政宏
建築住宅課長	佐藤武雄
建築住宅課副審議監	金丸秀樹
病院事務局長	氏家実彦
管理課長	渋谷和人
管理課副審議監	渋谷正人
経営企画課長	佐々木裕二
医事課長	朝日紀博
地域医療連携課長	山田基
診療情報課長	山川和弘
附属看護専門学校副審議監	細川仁

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教育長	井上克也
教育次長 兼スポーツ振興課長	和泉肇
学務課長	大西俊光
社会教育課長 兼公民館長 兼図書館長	山下克己
学校給食センター所長	橘加奈子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
選挙管理委員会事務局次長	安田貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長

佐藤進

農業委員会事務局次長

小林哲也

7. 本委員会の事務に従事する者

事務局長

河端一寿

事務局次長

高橋伸二

事務局主幹

佐々木純人

事務局係長

杉村有美

開会 午後 1時58分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから第2 予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

第2 予算審査特別委員長には小黒弘委員、同副委員長には辻勲委員を指名します。

休憩 午後 1時59分

〔委員長 小黒 弘君 着席〕

再開 午後 1時59分

○委員長 小黒 弘君 ここでお諮りします。

本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

◎開議宣告

○委員長 小黒 弘君 それでは、直ちに議事に入ります。

○委員長 小黒 弘君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について、議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第

19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第34号 市道路線の変更及び認定について、議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算の27件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて債務負担行為、地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、始めます。議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

委員長が言う前に脱いでいる方がいらっしゃいますが、少々会場も暑いので、上着を脱いでも構いませんので。

続いて、議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、何点か質疑をさせていただきますが、この条例改正は子ども・子育て支援法案の改正に伴うものでありますけれども、まずお伺いしたいのですけれども、保育時間がこれまでの8時間が、11時間と8時間に区分をされているのですが、こ

れにより砂川市の保育料というのが変わるのか、変わらないのか、その辺はどうなのでしょう。まず、お伺いしたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 砂川市の保育所保育料の関係でございますが、今回新制度が施行されますことに伴いまして、保育料につきましては国から基準が示されることとなっているところでございます。なお、砂川市の新年度の保育料につきましては、現在国の保育料、公定価格については27年度予算のほうで今検討中という形になっておりまして、正式なものはまだ示されておりません。案という形で示されております。このことから、砂川市では26年度の砂川市の保育料をそのまま据え置いた形で27年度の保育料を設定するという形をとってございます。

なお、国から示されております保育料の基準案でございますが、案を砂川市と比較したところ砂川市よりも一部の階層において負担額が増すというようなことがございましたので、やはり保護者の負担をできるだけ軽減したいという考え方から、26年度保育料をそのまま据え置いた形で今回予算計上をさせていただいているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。国の方針では今言われたように引き上がる部分があるというふうに聞いたものですから、砂川市の場合は26年度の保育料を27年度もそのまま据え置くということなので、それは理解をいたしました。

次に、第2条の学童保育の関係についてお伺いしたいのですが、これも法律の改正によって変わったのだらうと思うのですが、第3条は学童保育所に指導員として放課後児童支援員及び補助員を置くというふうになっているのですが、この支援員、補助員というのは今までの指導員とは資格なども含めて同じなのか、違うのか、その辺わがりにくいのですが、お伺いしたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 学童保育所の指導員の関係でございますが、こちらは国の制度によりましてことしの4月から学童保育所、国の制度では放課後児童健全育成事業所という名称になっておりますが、こちらに放課後児童支援員を置かなければならないということになっております。12月の議会で砂川市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例のほうを上程させていただきまして、議決していただいたところでございますが、これによりまして学童保育所に放課後児童支援員並びに補助員を配置することとなったところでございます。現在中央学童保育所、南学童保育所につきましては、嘱託指導員、さらにはパート指導員を配置してございます。また、北光、空知太学童保育所につきましては、公設民営ではございますが、こちらのほうには専任指導員、さらにはパート指導員を配置してございます。今現在の嘱託指導員、専任指導員が4月からは放課後児童支援員という名称に変わることとなります。また、パート指導員については、補助

員という形で学童保育に携わるという形になってございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 名称が変わるだけで、資格その他は全く変わらないということなのですね。一応指導員としては、指導員の資格が今までは必要だったのです。ですけれども、それは支援員となった場合は、ちょっとその辺がわからないものですから聞くのですが、関係ないのか、きちっとした今までのような指導員としての資格は必要なのか、ただ名前が変わっただけなのか、内容が変わったのか、その辺をお伺いしたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 放課後児童支援員という形で今度は配置する形になります。これまでも嘱託指導員、専任指導員につきましては、保育士の資格を有する方、また教職員の資格を有する方、さらには社会福祉士の資格を有する方を配置してございます。今回支援員という形になりますけれども、同様の資格を有する方がこの支援員となることになっておまして、さらにこれに加えまして、新制度では都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないという形が加えられております。このことから支援員となられる指導員につきましては、新年度からそれぞれ都道府県で行われる研修を受講していただく予定としているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

もう一つ、補助員というのがあるのですけれども、この人たちは資格が必要なのか、ここに書いてあることによれば余り関係がないような、「補助員は、児童の健全育成に関して知識経験を有する者であって、市長が適当と認めたもの」ということになっているものですから、この人たちには別にそういった資格は必要がないというふうに理解していいのかなのか。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 この方については、特に資格を有する必要はございません。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 ただ、資格は必要ないのですけれども、やはり今までのことも含めてですと研修とか何かは必要でないのかなというふうにも思われるのですが、その辺は、今後補助員の研修などは考えておられるのかなのかお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 補助員につきましては、あくまでも支援員が行う業務につきまして補助する役目という形になってございます。研修につきましては、支援員のほうを受講させるという形で考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 補助員の方は、もちろん支援員を補助するのですけれども、実際には学

童保育へ行くと補助員の方も子供たちから先生、先生というふうと呼ばれて、そして慕われたり、いろんな活動をしているものですから、全く素人ではなくてここに書いてあるように知識、経験を有する者というふうになっていて、これは市長の判断になるのでしょうかけれども、でもなかなか補助員を確保するのも難しいという状況も聞いていますので、そういう補助員の研修制度みたいのもあってもいいのではないかと考えるのですが、その辺のことは全く考えていないのかどうなのか最後にお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 補助員の方も今までパート指導員という形で採用してまいりました。採用するに当たっては、やはり保育士ですとかそういう資格を有している方になるべくなくていただきたいということで、有している方がいればその方を優先して採用させていただいたところでございます。

新年度からの講習等の考え方でございますが、まずは支援員の方に受講していただいた中で、また支援員等を中心に内部研修を今度は学童保育所内で遂行していただくように、そこは進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号 市道路線の変更及び認定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。

議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

ここで参考に配付されている資料について説明を受けます。

教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 私から本日配付をさせていただきました公民館耐震改修等工事に係る参考資料につきましてご説明させていただきます。

参考資料は、1ページが改修内容、2ページが工事工程、3ページから8ページが地下から屋上までの各階の平面図、9ページ、10ページが各面の立面図となっております。

それでは、1ページの改修内容につきまして、ナンバー1の耐震改修からナンバー12のその他機械設備工事まで改修項目別に3ページから10ページの図面とあわせ、ご説明を申し上げます。まず、ナンバー1の耐震改修についてでございます。外部の耐震工事として、壁面外部にV字の外づけ鉄骨ブレースを新設いたします。9ページの市役所側になります東面に9カ所、10ページの堤防側になります西面に13カ所の計22カ所を予定しております。また、10ページ西面立面図の下の部分、地下になりますが、壁が赤い色になっている部分は、外壁に30センチの耐震壁を新設いたします。また、4階付近の煙突のオレンジ色の部分につきましては、一部耐震補強が必要との判断から、コンクリート外部に巻きつけることにより強度等を向上させる炭素繊維による補強を予定しているところであります。

内部の耐震工事としては、オレンジ色で示しております25センチの耐震壁の新設、水色で示しております枠ぶきの鉄骨ブレースを室内に新設いたします。初めに、3ページになります。地下に25センチの耐震壁を2カ所、4ページの1階に25センチの耐震壁を3カ所、6ページになりますが、3階に25センチの耐震壁を1カ所、7ページ、4階に

鉄骨ブレースを1カ所新設いたします。また、図面上は8ページの屋上部分となっておりますが、実際には4階大会議室の天井部分の鉄骨補強と天井ブレースの交換を行います。これらの耐震改修により、耐震診断により判明した耐震強度不足は解消されることとなります。

次に、ナンバー2のエレベーターの耐震改修でございます。こちらは、建築基準法の改正により現在のエレベーターは新基準に不適合となるため、その基準がクリアできるよう、エレベーター本体に地震を感知したときに強制的にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置のほか、戸開き走行保護装置、停電時自動着床装置を取りつけるとともに、内装のリニューアル、巻き上げ機械台の改修、ガイドレールの交換、支持ばりの補強を行い、安全性を確保するものであります。

次に、ナンバー3の外壁改修でございます。西面は、平成23年度に改修済みであることから、その他の3面の劣化改修を行った後、防水型複層塗材を使って塗装の更新を行います。

次に、ナンバー4の屋上防水改修であります。現在はアスファルト防水が施工されておりますが、劣化が進行しており、改修が必要なことから、施工時の煙や臭気などの発生が少なく、環境に配慮されている改質アスファルト防水にて改修を行うこととしております。

次に、ナンバー5の断熱改修であります。利用者からも寒さ対策に関してご意見をいただいていることから、現在各部屋の窓は複層ガラスによるサッシとなっておりますが、さらに内窓に樹脂サッシを増設し、二重サッシとして断熱効果を高めるものであります。

次に、ナンバー6のスロープ改修でございます。4ページになります。1階平面図の左側、紫色の部分をごらんいただきたいと存じます。現在は図書館と公民館に別々にスロープを設置しておりますが、現行の基準に照らし合わせ、公民館と図書館との併用とし、折り返しによりスロープの勾配を緩いものへと変更いたします。距離は長くなりますが、車椅子等での使用が楽になるよう設計しております。

次に、ナンバー7のトイレ改修でございます。1階から4階まで各階の全ての大便器を洋式の温水暖房便座とし、男子トイレの小便器も取りかえを行い、また各階に多目的トイレを設置いたします。広さの確保を図るため配置を変更するとともに、男性用トイレの小便器の数を各階1個ずつ、大便器も2階から4階まで1個ずつ減らしております。また、各階にベビーシート、ベビーチェアを設置し、1階の多目的トイレにはオストメイトを新設いたします。

次に、ナンバー8の照明器具改修であります。4階大会議室の水銀灯のLED化を初め、その他の研修室でもLED化を実施することにより省エネ化を図りつつ、必要な改修工事を行います。

次に、ナンバー9の非常用発電機設備更新であります。3ページになりますが、地下平面図の電気室に設置しております、電気容量28キロボルトアンペアの発電機を115キ

ロボルトアンペアの発電機に更新いたします。この改修により災害が発生し、停電となった場合、各部屋の照明及びコンセントの3分の1程度が復旧までの想定時間である72時間程度稼働できるようになります。

次に、ナンバー10のその他建築主体工事であります。老朽化や汚れが顕著な部分、工事の影響を受ける部分など天井や壁、床などの内装工事を行います。また、5ページになりますが、2階にあります特別展示室の排煙窓の動作にふぐあいが生じていること、雨漏りが起きていることなどから改修を実施いたします。

次に、ナンバー11、その他の電気設備工事であります。火災報知設備、監視カメラ、受変電設備の更新を行い、利用者が安心、安全に利用できる環境整備を行います。

次に、ナンバー12、その他機械設備工事であります。暖房改修として全館的に配管の改修を行うとともに、特別展示室の空調機の更新を行います。また、その他の配管におきましても耐用年数を過ぎていることから更新を行います。耐久性等を考慮し、給水管を塩ビライニング鋼管からステンレス管へ、給湯管を銅管からステンレス管へ、排水管を配管用炭素鋼管から塩ビライニング鋼管へ改修いたします。さらに、換気設備や消火設備なども更新いたします。

以上が主な改修内容についてであります。工事の工程につきましては2ページに記載しております。4月上旬に告示し、入札を実施、5月上旬に契約できればと考えております。工事期間中も図書館は開館し、教育委員会事務局も図書館2階に移動する予定であります。公民館と図書館の暖房設備は共有しており、冬が来る前に工事を終わらせないと図書館にも影響が出ることから、契約後すぐに調査等を実施し、11月下旬までに工事を完工する予定であります。大規模な改修工事となりますので、工事の効率化、公民館利用者の安全確保の観点から、7月から11月までの5カ月間は公民館全館を閉館として工事を進める予定であります。

以上であります。

○委員長 小黒 弘君 ただいま説明を受けましたけれども、今資料として説明を受けたものは教育費の社会教育費のところでお受けいたしますので、それではもとに戻っていただいて、予算の歳出、82ページ、第1款議会費からまいります。第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、84ページです。とても項目の多い総務管理費ですけれども、第2款総務費、第1項総務管理費、ご質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは、何点か質問させていただきます。

まず、ふるさと応援寄附金に要する経費ということなのですからけれども、大きな反響があったことで継続したいということなのですからけれども、この品目の選定方法ですとか選定基

準ですとか、そういったものをちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ふるさと応援寄附金制度に関しまして、寄附をいただいた方にお送りしている特産品の選定基準ということでございますが、これにつきましては総務部、経済部、そして病院部局等の庁内の職員の協議の中で、こういった特産品が贈呈するのに非常に金額的にもいいのではないかとといった基本的な選定をいたしまして、個々具体的な事業所への折衝を経て、最終的に決定しているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 選定は内部でやって、依頼して、了承してもらえればそれがメニュー化されるということなのかなと思いましたが、やっぱり選ばれないところからしてみたら、なぜうちは選ばれないのだという話もありますので、そういったことを例えば民間の方から提案いただいたりとか、業者の方から提案いただいたりだとか、そういったことというのは可能なのか、今後検討する余地があるのか、そのあたり聞かせていただけますか。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 所管する部署といたしまして、これまで今お願い申し上げている事業所以外のところからぜひうちもといったご意見を頂戴したところは今まではございませんけれども、もしそういったご提案等がございましたら市のほうにお問い合わせをいただいて、その上で内部検討を経て、最終的な決定を図ってまいりたいと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは、続きまして93ページの企画費の中での移住定住促進に要する経費ということで、これまでずっと移住定住に関しては砂川市独自の考えでやってきているわけなのですけれども、なかなか効果も含めてどうなのだろうということについて、まず考え方をお聞かせ願いたいなと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 移住定住の効果ですけれども、年数を結構やってきたわけですけれども、ワンストップ窓口ということで私どもが窓口になって、私どもを通しての移住というのは過去2世帯ということで、その後去年はゼロということでありましたので、残念ながらここ一、二年は重立った数字というのが上げられていないというのが現状でございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 他市町もこれに関しては、かなり大幅な優遇制度だとかいろんなことも絡めながらやっているのかなというふうには思うのですが、周りとの考え方というか、違いに対する認識とか、そういったものに関して何かあればお聞かせ願いたいなと

思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 市全体として定住対策はそれぞれの所管で、前段ありました住まいの関係条例も含めてそうなのですけれども、決して住まいの条例で移住してきた人間がいないことではないわけですし、たまたま私どもがワンストップの窓口を持っていますよという中ではなかったというのが現実ではありますけれども、住まいの条例を使って住宅を建設された方はゼロではございません。数十件という数字があります。それがどこから来たかというところまでは移住定住担当している私どものほうで押さえていないというのがあるのですけれども、決して定住事業が何もしていないということではないと思っておりますし、その中で私どもがやっているお試し暮らしを中心としたワンストップ窓口での事業ということでこれからも、今年度も予算を立てさせていただいておりますけれども、積極的にやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 移住定住に関しては、募集して応募される方が近年の傾向として、とにかくシーズステイを目的にいらっしゃるということが特に多いのかなというふうには思うのですけれども、何回か聞いていますけれども、シーズステイのほうに少し重きを置く、逆に置いてしまって、どんどん交流人口をふやしていこうなんていう考え方がどうなのか聞いてみたいのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 今ほどシーズステイの関係、この辺の問題意識は十分私どもも承知しているところでございます。まず、今年度については、27年度については基本に立ち返って、こちらのほうに移り住んでもらえる方法がないだろうか、これは昨年からもずっとお話しさせていただいているのですけれども、募集時に少しハードルを高くしてといいますか、観光目的でないような形で募集をしていこうということで、実際事前にどの程度気持ちがあるか、こちら来てから住宅を探す扱いですとか、探しに一緒に行きましょうとか、それから中古住宅の情報ほどの程度必要ですかと、そういうような形で申し込み時に少し厳しい形と言ったらおかしいのですけれども、そういう部分も含めてお聞かせいただいて、今年度申し込みを受けたところであります。全体としては毎年四、五十の申し込みがあったのですけれども、そういうふうにハードルを少し高くしたものですから、申し込み数については二十数件ということで減っています。ただ、やはり日数がダブってしまいまして、その二十何件皆さんがこちらにお越しいただくことにはならないのですけれども、今までよりは定住に重きを置いたお試し暮らしの参加者が今年度は来られるのではないかなという思いをしておりますので、まずは今年度はそういう形でやっていきたいと考えておりますので、その中でシーズステイの需要があればあいている期間は当然シーズステイでも、一度暮らししてみて考えが変わることもございますので、シーズス

テイも決して受け入れないということではないですけれども、できれば定住していただける人たちを中心にやっていきたいなと考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 移住定住に関しての質問ではちょっとあれなのですが、この移住定住の関係と地域おこしとの関係をコラボしてやっているところもあるということなので、その募集に対する経費が地域おこしのほうでもあるということ、いろんな北海道暮らしフェアですとかそういったところに行くとも仕事もセットでというふうな実際声を聞いてきたわけなので、そういったもので地域おこしの説明もしながら、そういったものも一緒にやれば経費も浮くし、副産物としてそういったものも考えられるのではないかと思いますので、ぜひ検討してもらいたいなと思います。

あと、定住自立圏構想の推進に要する経費、まちづくり推進費、99ページです。こちらの考え方、定住自立圏構想に関しては大枠で現存やっていたものをみんなで協力しながら複眼型の定住自立圏ということでの準備というか、構想の段階に入っているという形になると思うのですが、ことし、来年度はどういったことで考えていくのか、どういったものとして効果を上げようとして考えているのか、そのあたりをお聞かせ願いたいなと。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 定住自立圏の関係でありますけれども、今年度懇談会を開催しまして、3回開催しました。この中で、委員さんのほうからそれぞれ意見をいただいた部分があります。例えば5市5町のそれぞれの持ち味を皆さんで見学をして、みんなでそれぞれのまちのよさを理解しましょうですとか、あと除雪ボランティアの関係ですとかいろいろお話をいただいていますので、その関係は今年度中に協議をして、そういった内容の協議結果というものを来年度のビジョン懇談会の中でお示しをしていきたいというふうに考えております。また、そうした中で再度改めて新たな事業での可能性ですとかそういう意見交換がありましたら、そういう中で意見交換をしていって、できるならば新しい広域連携というのを見つけていきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 93ページです。交通安全推進費の中にあるかどうかわからないのですが、総務のカウンターのところに交通安全に関する反射材置いてありますよね。あの費用というのは、この交通安全推進に要する経費のその他の経費か何かに入るのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、交通安全の反射材の件についてなのですが、この事業は砂川市交通安全推進委員会というところでやってございまして、ここには交付金を砂川市として支払っているのですが、この団体、推進委員会のほうで購入をし

てやっている事業でございます。この事業につきましては、昨年残念ながら死亡事故も起こったことから、今までもこの反射材というのは配付はしていたのですが、計上の中でこれは継続してやっていきたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 今の項目で聞いていけるのですか、その反射材のことは。予算には入っていないのですか。

○市民生活課長 東 正人君 いや、交付金、推進委員会の……

〔「交付金の中に入っている」と呼ぶ者あり〕

○委員長 小黒 弘君 では、いいのですね、続けて。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 小さなことなのですけども、とても大事なことなのですけども、私もあれを配って歩いているのです、お年寄りだとか。ところが、中には剥がれるものがあるのです。4年間やってみたのですけれども、品質が悪いのか、張るほうの材質に問題があるのか、そこはまだはっきりしていないのですけれども、自分もやってみたらやっぱり一体型の靴なんていうのは途中から剥がれてくるのですよね。これちょっとチェックしていただきたいなと思ひまして、張るほうに問題があるのか、張られるほうの材質に問題があるのかチェックして、つくる側の材質の品質管理に問題があるのか、その辺ぜひチェックしていただけないでしょうかということです。自分でやってみても途中で剥がれてくるものがありますから。皆さん方も今度やってみただけませんか。靴だけでなく、アイデアによってはいろんなものに張りつけられるようになっていきますので、せっかく配っても剥がれてしまうとちょっといかなものかなというふうに思いますので、課長、ぜひその辺ご自身も確かめていただいたらよろしいかと思いますので、お願いします。

○委員長 小黒 弘君 今は質問でしょうか。

○増山裕司委員 せっかく交付金の中で見ていただいているということなので、生きたお金にしないといけないので、品質のチェックということも大事だと思います。市民の安全にもかかわる問題でございますので。今までそういった指摘は窓口が届いていますでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ただいまの質問の夜光反射材なのですけども、今お配りしているのは靴に張る反射材というものでございます。ただ、この靴に張るということは、やはり雨とか雪など降った天気の良いときにはどうしても材質というものよりも剥がれやすいものでございますので、いろんな行事でも配付しておりますし、窓口でもご用意しておりますので、もしご希望があれば連絡をいただければと思います。

あと、もう一点、昨年からのことなのですけども、靴に張るというのだけではなく、腕に巻きつけるものも一緒に配付してございますので、一応何種類か用意しておりますので、ご要望いただけたらと思います。

○委員長 小黒 弘君 課長、質問に答えていないのですけれども、そのチェックとかそういうことをしたことがあるのですか。

市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ただいまのチェックということなのですが、これは剥がれやすいから別なものにしてというのはちょっと私自身聞いたという記憶は持ってはいないのですが、やはりこれは先ほど言いましたとおり靴に張って雨風等が吹いたら剥がれることもございますので、これについてはまた窓口のほうにお越しいただければとも思います。

○委員長 小黒 弘君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 北海道ですから、寒冷地ということで寒さの問題もひよっとしたらあるのかもしれませんが、自分自身もそういうのを何人かのご老人の方からお話伺っていますので、自分も張ってみたら剥がれてきたというのは確かに経験していますので、またやってみてふぐあいが生じたら窓口にお届けします。課長自身も皆さんでちょっと張ってみて、どのような材質が問題があるのか、ないのか、その辺ご自身たちでも確かめていただければよりわかりやすいのではないかなと思います。

以上で終わります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 小黒 弘君 総務管理費は他にご発言ありませんか。

沢田委員のご質疑は、10分間休憩後に行います。

休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時03分

○委員長 小黒 弘君 それでは、ちょっと時間が早いのですけれども、始めたいと思います。

それでは、沢田広志委員、どうぞ。

○沢田広志委員 それでは、5目財産管理費にかかわる、93ページ、二重丸でありますけれども、公共施設等総合管理計画策定に要する経費ということで今回計上されておりますけれども、ここで単純なことからお聞かせいただきたいと思うのですが、まずこの公共施設等総合管理計画策定に係る公共施設等、要するに対象となる項目というか、施設というか、関連はどのあたりまでのことを指しているのか。まずその件を先に聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 この公共施設等総合管理計画の対象となります、等も含めたところにつきましては、いわば建物としての公共施設のほかに道路、橋梁等のインフラも含めたものというところで等という表現を使っております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 公共施設等ですから、建物、道路、橋梁を含めてあるということわかりました。

今回43万円が計上されておりますし、提案説明の中でも国のほうからは平成28年度までに策定もすべきであるというようなことの提案説明もあったかと思うのですけれども、この策定に当たりまして基本的に砂川市として策定する内容というのは、今ほど公共施設等ということで範囲は答弁としていただきましたけれども、であれば砂川市として策定するに当たっての内容としての項目はどのあたりまでかかわっていくのか、その辺の考えがあるのだったら聞かせていただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 現段階に想定しております計画内容についてでありますけれども、総務省から全国自治体に求めている範疇といたしまして、公共施設等の現況及び将来の見通し、これについて人口推計、財政推計を含めて記載するといったこと、また総合的かつ計画的な管理に関する基本方針、そして施設類型ごとの管理に関する基本方針、さらに公共施設等の管理に関する基本的な考え方という総務省から求められているところがございますので、いずれも非常に大きくりの基本的な方針になるかとは思いますが、そういった内容を記載してまいりたいと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 恐らくこの策定に当たっては、全体的な建設がされて老朽化が進んでくる、将来含めて、要は提案説明でもありますけれども、平準化という言葉も使われておりますけれども、基本的には財政的に今後長期間使えるための方策としてこの計画を策定していくものなのかなというふうに私なりには思っております。

そこで、今ほど総務省から方針として出されている案件のお話をいただいたところでありますけれども、であれば基本的に平成28年度までに策定しなさいよということで、今回平成27年度の当初予算の中で出されておりますけれども、今後この策定のスケジュール的なものというのは平成27年度中までにつくり上げていくことになるのか、この辺のスケジュールの関係、予定があるのであればまず聞かせていただきたいなと思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 策定に至るスケジュールの予定といたしましては、国は平成28年度までというところで提示しておりますけれども、これには例えば合併市町村などではその同一自治体内においてさまざまな公共施設があり、その整理統合等も含めた方針といったこととなりますと非常に、ある程度の年数もかかってくるであろうという観点から2カ年と示されてございますが、当市においてはそういった今後の方針について一応10カ年の計画という見込みでございまして、これについては27年度末までを目標に策定してまいりたいと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体わかりました。

そこで、この予算、27年度末までに策定していきますよということでの話かと思えます。この中には、この策定に当たっては特に委託費も何も計上されておられませんから、場合によったらこれは担当の所管の中で作り上げていくような形になっていくのか、もしくはひょっとしたら違う形で委託とかということも策定に当たっては考えられているのか、この辺の考え方もあるのだったら聞かせていただきたいなと思えます。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 所管課の現段階の考えといたしましては、事務局といたしまして財産管理部門、そして企画部門、財政部門、さらに建築部門、インフラ関係については別途土木部門にも協議を諮りながらということで、庁内での事務局体制の中、計画素案を作成してまいりたいと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 恐らく施設類型の関係からだと思うのですが、それぞれの所管する公共施設の関係もあるということから、全庁的に対応していくということのお話なのかなというふうに思っています。

そこで、最後にしたいと思うのですが、今回予算の中も橋梁長寿命化計画、橋梁長寿命化修繕だとか、例えばこの後出てくる公民館の耐震改修もそうですし、それともう既に小中学校の耐震化も終わったりとか、総合体育館の耐震化も終わってもう完了しましたよとか、そういったそれぞれやってきた部分もあったりしていますけれども、果たしてそういったもう実施された公共施設も今回の策定の中につくるに当たってはやっぱりかわりとして出てくるのかどうか、これ最後に聞かせていただきたいなというふうに思います。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 既に一定の長寿命化ないし耐震改修といったような計画的な事業が取り組まれているものにつきましても、包括的な計画でありますから、この建物についてはこういった方針が既に策定されているというようなことで包含して記載してまいることになろうかと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。

それでは、続いて2点目ですが、10目市民生活推進費、その中の95ページ、市民生活向上推進に要する経費の中での生活安全推進委員報酬ということで、これは毎年計上されているのですが、その関係から質疑をさせていただきたいと思っております。

生活安全推進委員、これは生活安全条例にかかわって規則もありますし、それらの関係からの推進委員の報酬でもあるかなというふうに思っています。それで、ちょっと関連な

のですけれども、生活安全条例を通して規則を見ますと、基本的な地域における生活安全モデル地区の選定というか、指定の部分だとか、市民の生活安全の向上のための啓発というか、PRというか、そういったこともこの生活安全推進委員会の中の目的であるというふうに私は解釈しているのですが、その関連からちょっと聞かせていただきたいのですが、というのは昨今高齢者のひったくりがありました。場合によっては、その地域によってはナイフ、カッターによる振り回しだとか、不審者だとかといったことがある中で、この生活安全推進委員としてこういったことへの対処というか、考え方の検討だとかということとはかわりとしてあるのかどうか、その辺聞かせていただきたいなと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この生活安全推進委員でございますけれども、先ほど委員さんがおっしゃいましたとおり、モデル地域の指定というのが主なものでございまして、あとこの委員さんとしてはこの中に町内会連合会、交通安全協会、防火協力会、老人クラブ、防犯協会、暴力追放運動推進協議会、また警察署の方々が会員としてはございます。今のおっしゃいました件につきましては、例えば防犯協会であれば防犯協会としてイベントのときに啓発をしたりとかということでは行っております。ただ、この推進委員会で、その中で例えば啓発をしてということは今まではないというのが実情でございます。ただ、ここではしていませんけれども、暴力追放推進協議会だとか、あと防犯協会もありますので、その件につきましてはそれぞれで啓発はしているところではございます。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 生活安全推進委員の関係から聞かせていただきたいと思うのですけれども、構成をされているそれぞれの諸団体があるということで、恐らく防犯的、要は市民生活の安全を守りましょうということでの関連の団体が含まれているということでもあります。これ新年度予算なので、1つだけ確認も含めてさせていただきたいと思うのですが、こういった多くの生活安全にかかわる団体が集まっているところだからこそ、私は生活安全、要するに市民の生活に対してちょっとまずいなと、例としてことしありますから、そういったときというのは私はこの委員会の中でもきちっと集まって情報交換というか、情報共有をしながら、こういうことに対して何とか対処しましょうというのを市民に伝えることも一つの仕事になるのかなというふうに思うのですが、こういう考え方で生活安全推進委員、委員会も含めて、会議のあり方についてどういうふうに思っているのか、それだけ聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ただいまの件なのですけれども、例えば今おっしゃっている刃物を振り回したとかという状況がございます。このほかにも今特殊詐欺やいろいろな状況も全道的に、全国的にありますけれども、被害が広がっております。このような状況を見定めて、この会議を開くことを検討してまいりたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私は、検討していただけるというふうに受けとめさせていただきたいと思います。ただ、緊急性を要するときはやはり集まって皆さんで情報共有して、それをきちっと市民の皆さんにも伝えるということを私はこの生活安全推進委員会は率先してやれることだと思っていますから、しっかりと緊急性の場合でもやっていただきたいなど。これは、新年度においてもそういったことがないように祈っていますけれども、万が一のときというのはそういったことをここでもやることによってそれぞれ関係する団体が皆さん横断的に情報共有して、それぞれ市民の皆さんへ伝えていくということになるのかなと思っています。ただ、生活安全条例は、市民の生活安全にかかわる責務ということをきちっと目的としてうたわれておりますから、そういったことを伝えられることによって市民としてもこういったことのご時世であるということ、ご時世というか、こういった状況が砂川市内にもあるのだといったことを報道機関だとかそういったことだけを通してあるのではなくて、市としてこういった団体を通してしっかりとやっていただくことも一つの仕事なのかなというふうに思いますので、もう一度その考えについて聞かせていただいて、私は終わりたいというふうに思いますけれども。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 申しわけありません。今の私が言いましたのは、検討するとは言ったのですけれども、やはりこのような事案が今多くなっている、発生してきているという現状を踏まえて、これを取り組んでいかなければならないというふうに考えているということでございます。

○委員長 小黒 弘君 辻勲委員。

○辻 勲委員 99ページのスマートインターチェンジの設置推進に要する経費で、ETC車載器搭載促進補助金が主にあれなのですけれども、この説明でたしか件数も出ていたのですけれども、ふえた今度の予算の背景ですか、ふやしたというか、ちょっとその辺の理由というのを聞きたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 ご質問は、26年度の補正予算の台数から見てふえているということで、その要因ですね。12月補正で100台分補正をさせていただきました、それは3カ月間の処置台数ですので、今回は28年3月31日までの1年間分ということで、倍にはなりますけれども、200台の設置を目標に補助金を交付してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、例えば一家に2台でもいいとかというお話ししましたけれども、その辺のところを見込んでの予算の組み立てなのか、ちょっとその辺のところをお聞きしたいのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 この制度要綱は、一家に何台であろうとも、1法人に何台であろうとも全ての車両につけていただきたいという趣旨で始めたものですから、そういった形で取り組みたいと思います。それで、26年度中に一家で2台取りつけた家庭が1世帯ありますので、新年度においてもそういう家庭があるものというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 防犯灯設置補助金に関してなのですが、95ページ、たしかLED化にするときに特別な補助対応ということで年数が制限されていたのでないかと思うので、その辺もう一度説明お願いいたします。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 防犯灯の設置補助でございますけれども、従来は2分の1補助、5割補助していたのですけれども、平成24年に今後LED化にしていこう、水銀灯からLED化にかえようというところで、その時点ではまだ時期が明確でなかったものですから、もし早い段階に、LED化する前に水銀灯が壊れたらLED化にしてもらおうと。電気代も安くなりますし、9割補助とすることで、その時点で壊れたら水銀灯に取りかえるのではなく、LEDにってもらおうというのがまず狙いでした。当初は、平成24年、3年間ということで期間を限定しておりまして、今この現状におきましては去年の秋に補助申請をしていただいたのですが、予算としましては平成27年度までということになります。

このLED化で町内会が設置した基数でございますけれども、これは先ほど言いました水銀灯からLEDにかえたのではなくて、新たにLEDだけを9割補助だということで設置したものになりますけれども、これにつきましては平成24年には2基、平成25年には13基、平成26年には30基、今年度、平成27年度は26基になるのですけれども、これを含めると全部でこの9割補助ということで71基ついているということでございます。

○委員長 小黒 弘君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 大変補助条件がよくてつけやすい状況だったのですけれども、ただ市のLED化の交換のとあわせての関係で特別な9割補助になっていたのが今の話だと27年はあるような、ないようなはっきりしないのですけれども、その辺27年も継続になるのかどうなのかも改めて。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ただいまの件なのですけれども、やはり期限ということで、27年度の予算としては去年の秋に申請したものでございますので、平成27年のまた秋に申請していただくのは5割の補助ということで考えてございます。先ほど言いましたけ

れども、この3年間というのは町内会に当初からお話をしておりまして、LED化事業が終わったときでも、25年に終わったのですけれども、25年、26年ということで、その設置補助申請計画を上げていただくのですが、その際に制度は周知しておりまして、今つけるのであればこの期間中にお願いしますということで周知はしているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 趣旨としての制度はわかりますけれども、町内会の立場にすればできるだけ負担の少ない方法がいいわけですし、町内会の運営もしっかりてこ入れをしている段階ですので、従前というか、9割補助が続くことを希望して終わります。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、100ページに参ります。100ページ、第2項徴税费、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、102ページです。戸籍住民基本台帳費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

104ページです。第4項選挙費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

108ページ、第5項統計調査費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、108ページの第6項監査委員費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、民生費に参ります。112ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

122ページです。第2項児童福祉費、ご質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 ちょっと簡単にお伺いしたいのですけれども、児童福祉費の中から私は128ページからの3目の保育所費で、お伺いしたいのは131ページの部分で延長保育に要する経費ということなのですけれども、これは歳入のほうを見れば負担金という部分で総体的な金額は出ているのだけれども、いわゆるこの延長保育というのがどれぐらいのニーズがあるのかなという、その実態的なものをお伺いできればと思いますけれども。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 保育所の延長保育でございますが、今年度、平成26年度につきましては、延長保育は午後6時から午後7時までの1時間を実施してございます。

これまでの実績でございますが、決算で出ております25年度の延べ利用者数につきましては、2,765人の児童が延長保育を利用されております。日にいたしまして約9名から10名程度の延長保育の利用という形になっております。また、24年度、これは実績でございますが、この際は3,567人ということで、3保育所合計いたしまして日に大体12名の利用があったという実績でございます。

○委員長 小黒 弘君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 ただいまご答弁いただきまして、それぞれの年度で2,700人あるいは3,000人を超えるという部分で、就労の多様化ということではやはり有効な部分かなというふうに思うので、今後も恐らくこれは伸びていくのだろうなというふうに思うもので、その部分に関してはわかりました。

それと、ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、ここの例えば今の延長保育の関係でいくと、臨時保育士さんという方の扱いなのだろうと思うのだけれども、賃金が出ておりますし、一般的には保育所全体としてみれば保育士さんということになるのだと思うのだけれども、例えば使い分けがどんなふうになっているのかわかっていなかったのも、私教えていただきたいのは、一般の保育士さん、臨時保育士さん、それから乳児保育の関係でいけば代替保育士さんという方も何かおられるのですね。何か書いてあるのですけれども、これがどういう違いがあって、どういう使い分けというか、使い分けと言ったら人なので、ちょっと申しわけない言い方になるかな。その辺教えていただけますか。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 延長保育にかかわる臨時保育士の賃金ということで予算計上させていただきます。延長保育につきましては、午後6時から、先ほども申しましたように午後7時までの1時間、こちらにつきましては各保育所2名の保育士の体制で運営をさせていただいております。保育士、正職員並びに臨時保育士という形で、正職員については時間差で勤務をしていただきながら、全てが正職員で対応することはできませんので、その補助といたしまして臨時保育士を配置しているところでございます。

また、乳幼児保育士等の代替保育士等という形になってございます。こちらの経費につきましては臨時、さらにはパート保育士等、土曜の保育等もございまして、正職員で全て賄えない部分については代替の保育士で乳児保育を対応しているというようなことでこのように予算計上させていただいているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 済みません、ちょっと私今理解ができていないのは、代替保育士というのはあくまでもここの予算上の名称であって、これは臨時保育士さんのことを指しているというだけの話なのか、それともこの代替保育士さん、要するに意味がわからないのです。この代替保育士という方の、ここだけに出ているのですね。あとは皆さん一時保育なんかも臨時保育士さん対応になっていますし、さっき言った延長保育に関しても臨時保育

士さん対応になっているのです。ただ、この乳児保育のところだけこういうふうに代替保育士さんと書いてあるので、この代替保育士さんという意味がわかっていませんので、お願いできればと思いますけれども。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 説明が不十分で大変失礼いたしました。こちらのほうは、臨時保育士、週休パート保育士の賃金という形になっておりまして、こちらのほうは正職員が担えない場合臨時並びにパートだけで乳児保育を対応することがございますので、こちらの位置づけについては代替保育士という形で予算の名称になっているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 わかりました。ローテーション、勤務のことによって便宜上そういうふうになってくるのだろうということで、大体そんなようなことで理解させていただきました。

いずれにしても、今後も先ほどの延長保育に例を見るようにこれからニーズ等々も多様化してくるかと思うので、27年度についてもちょっと大変かもしれませんが、いろいろ頑張っていただければなと思って、終わります。

以上です。

○委員長 小黒 弘君 児童福祉費、他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、130ページの第3項生活保護費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、132ページ、第4項災害救助費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎散会宣告

○委員長 小黒 弘君 それでは、第4款衛生費は月曜日に審議をしたいと思いますので、きょうはこれにて散会をいたします。

散会 午後 3時32分